

ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、河川工事における以下の機械土工を、バックホウ（ICT施工対応型）により施工する場合に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書の施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

・機械土工（河床等掘削）（ICT）

なお、現場条件によって土木工事標準積算基準書に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

2. 発注者指定型における積算方法

河床等掘削（ICT）は、ICT建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

（1）当初積算

①施工数量の算出

全施工数量に 25%を乗じた値をICT施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建機使用割合 100%] の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建機使用割合 100%] を引いた値を通常施工(河床等掘削(通常))の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算基準書 第 I 編 第 5 章 数値基準等」によるものとする。

（2）変更積算

現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。

①ICT土工にかかるICT建設機械稼働率の算出

ICT建設機械による施工日数(使用台数)をICT施工に要した全施工日数(ICT建設機械と通常建設機械の延べ使用台数)で除した値をICT建設機械稼働率とする。

なお、ICT建設機械稼働率は、小数点第3位を切り捨て小数点第2位止とする。

②変更施工数量の算出

ICT土工の全施工数量にICT建設機械稼働率を乗じた値をICT施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建機使用割合 100%] の施工数量とし、全施工数量からICT施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建機使用割合 100%] を引いた値を通常施工(河床等掘削(通常))の施工数量とする。

ICT建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT施工は実施しているが、ICT建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、全施工数量の25%をICT施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建機使用割合100%])により変更設計書に計上するものとする。

注) 当初及び変更の積算については、ICT活用工事（土工）積算要領「掘削（ICT）における積算」を参照

3. 受注者希望型における変更積算方法

受注者からの提案・協議によりICT施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

河床等掘削（ICT）の変更積算は、ICT建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]」という。）と、通常建設機械による施工歩掛（以下、「河床等掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

(1) 変更積算

現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。

① ICT土工にかかるICT建設機械稼働率の算出

ICT建設機械による施工日数(使用台数)をICT施工に要した全施工日数(ICT建設機械と通常建設機械の延べ使用台数)で除した値をICT建設機械稼働率とする。

なお、ICT建設機械稼働率は、小数点第3位を切り捨て小数点第2位止とする。

② 変更施工数量の算出

ICT土工の全施工数量にICT建設機械稼働率を乗じた値をICT施工（河床等掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量からICT施工（河床等掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]）を引いた値を通常施工（河床等掘削（通常））の施工数量とする。

ICT建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT施工は実施しているが、ICT建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、全施工数量の25%をICT施工（河床等掘削（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。

注) 変更の積算については、ICT活用工事（土工）積算要領「掘削（ICT）における積算」を参照

附 則

この要領は、令和2年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月 1日から施行する。